

平成 25 年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

(1) これまでの札幌市における物品等の調達促進の取組

札幌市では、障がいのある方が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、障害者就労施設等で製作した製品を常設で販売する「元気ショップ」や「元気ショッピングいこ～る」の運営に対して補助を行ったり、障害者就労施設等が提供可能な印刷物の製造請負、清掃等の役務提供サービスについて、企業や官公庁へ営業し、各施設への受注調整等を行う「元気ジョブアウトソーシングセンター」運営事業を実施したりすること等により、障害者就労施設等に通う障がいのある方の工賃向上等を図る取組を行ってきたところである。

(2) 法施行に伴う札幌市の責務

本年 4 月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「優先調達推進法」という。）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定するなど、法に基づく取組が進められることになったところである。

札幌市においても、優先調達推進法に基づく平成 25 年度における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進をより一層図ることとする。

2 適用範囲

本調達方針は、札幌市の全ての組織に適用するものとする。

3 調達にあたっての基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針、札幌市における各種施策（ひとり親家庭等の自立

促進、高年齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、グリーン製品の購入促進等）との調和を図るものとする。

- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性や透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの調達に当たっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設等からの調達に当たっての仕様を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。

4 調達の対象とする障害者就労施設等

- (1) 優先調達推進法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する札幌市内等に所在する施設
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設
 - イ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する地域活動支援センター
 - ウ 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち次の事業に限る
 - (ア) 第 5 条第 7 項に規定する生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日付け、厚生労働省令第 171 号。以下「基準」という。）第 94 条に規定する基準該当生活介護事業所を含む。）
 - (イ) 第 5 条第 14 項に規定する就労移行支援
 - (ウ) 第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援（基準第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業所を含む。）
- (2) 優先調達推進法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する札幌市内等に所在する施設
札幌市障がい者地域共同作業所運営費補助要綱（平成 17 年 3 月 29 日、保健福祉

局理事決裁）による補助を受けている施設

- (3) 優先調達推進法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する札幌市内等に所在する事業所
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所（特例子会社）
- イ 以下の要件をすべて満たす事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (ア) 障害者雇用促進法第 2 条第 2 号に規定する身体障害者、同条第 4 号に規定する知的障害者、第 69 条に規定する精神障害者である労働者の数（同法第 43 条第 3 項に規定する短時間労働者にあっては、当該短時間労働者数に 0.5 を乗じて得た数）を合計した数が 5 人以上であること。
- (イ) 労働者の数を合計した数に占める(ア)の合計した数が 20% 以上であること。
- (ウ) (ア)の合計した数に占める障害者雇用促進法第 2 条第 3 号に規定する重度身体障害者、同条第 4 号に規定する知的障害者又は第 69 条に規定する精神障害者の割合が 30% 以上であること。
- (4) 優先調達推進法第 3 条に規定する札幌市内等に所在する在宅就業障害者等
- ア 障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- イ 障害者雇用促進法第 74 条の 3 に規定する在宅就業支援団体
- (5) 共同受注窓口機能を有する事業を行う者として、札幌市長が位置付けるもの
元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者
- ※ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 3 号に規定する「これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」の認定基準等については、今後検討を行うこととする。
- ※ 物品における共同受注窓口機能については、今後さらなる検討を行うこととする。

5 平成 25 年度の調達目標

- 平成 24 年度の調達実績（約 1 億 4,700 万円）を踏まえ、前年度を約 280 万円（約 2%）上回る 1 億 5,000 万円とする。
- ※ 雑がみ手選別業務や庁舎清掃等の役務契約を除くと、約 10% 増に相当

6 調達の推進における具体的な取組

(1) 各局区等における取組

4 の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、各局区が現行制度において可能な契約方法を踏まえて調達することを積極的に検討する。このうち、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）が適用となる局区については、以下のような手法が考えられる。

ア 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日、財政局理事決裁）

以下「事務取扱要領」という。）第 48 条（小額）又は第 91 条ア（予定価格が 10 万円未満の場合）に規定する随意契約による調達を検討すること。

イ 特に、4(1)及び(2)が提供可能な物品や役務については、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（物品の購入については、いずれも 4(1)及び(2)において製作された物品に限る。）、あるいは事務取扱要領第 48 条エ及び第 91 条エに規定する随意契約による調達についても検討すること。

(2) 保健福祉局障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組

障害者就労施設等からの調達を促進するため、以下のような取組を積極的に行う。

ア 庁内の連絡調整に関するこ

庁内の関係部局を構成員とする連絡会議を設置し、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う。

イ 情報提供に関するこ

優先調達の対象となる 4 の障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、4(5)等と連携の上、積極的に情報を収集・更新し、各局区等に対して情報提供を行う。

ウ 品質の向上等に関するこ

障害者就労施設等から提供される物品や役務の品質や生産能力の向上、品目の拡大等を図るため、研修会の開催や専門家の派遣等により障害者就労施設等を支援する。

7 調達方針及び調達実績の公表

平成 25 年 11 月 8 日市長決裁（平成 26 年 2 月 27 日改正）
※ 改正箇所は下線部

- (1) 本調達方針については、市ホームページ等により公表する。方針の見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 平成 25 年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。